

## 高速取引行為者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ．高速取引行為者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 総合指針の準用</p> <p>高速取引行為者の監督に係る事務処理上の留意点については、総合指針Ⅱ（ただし、Ⅱ－１－<u>5</u>及びⅡ－<u>6</u>を除く。）の各規定に準ずるものとする（なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。）ほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ－２ 内部委任 （略）</p>	<p>Ⅱ．高速取引行為者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 総合指針の準用</p> <p>高速取引行為者の監督に係る事務処理上の留意点については、総合指針Ⅱ（ただし、Ⅱ－１－<u>7</u>及びⅡ－<u>6</u>を除く。）の各規定に準ずるものとする（なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。）ほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ－２ 内部委任 （略）</p>